

第Ⅱ章 遺跡の調査と保存の歴史

第1節 遺跡の発見から今日まで

1. 遺跡の発見と調査の歴史（第2表～3表）

遺跡は、昭和6年の耕地整理に伴った水路建築工事中に「野中堂環状列石」の一部が発見された（注1）。昭和6年12月に刊行された『秋田考古会々誌』第2巻第5号に、当時秋田県の史蹟調査員であった武藤一郎氏の「鹿角郡大湯町に於ける遺跡の研究」と題する報告がある。これは浅井小魚氏から武藤氏や県の史蹟調査会に宛てられた調査派遣依頼を受け、昭和6年7月8日から三日間の日程で実施された調査の報告である。その報告の「七、野中堂遺跡と類似積石塚」という項目には、遺跡発見の経緯を「一本木部落の観音堂の辺より耕地整理の水路に添ふて字野中堂に行く。（中略）水路の西側に問題のストーンサークル即ち環状石籬があったと浅井氏が言はれたが、好事家共が発掘して今は原形を全て失い、其處には直径一間半位の穴と周囲の所々に大小の自然石が少し許り散在してゐるだけである（後略）」と報告している。

この報告からは、野中堂環状列石のどの部分が発見されていたのかははっきりとしないが、野中堂の一部と見て差し支えないのであれば遺跡の発見は昭和6年となる。さらに昭和26年、27年の国営調査を担当した斉藤忠氏は、発見当時の事情に詳しい諏訪綱俊氏に聞き取り調査を行い昭和6年に発見されたものを「野中堂の一部」と判断している。

昭和8年3月に、大湯に在住する諏訪富多氏、高木新助氏、浅井小魚氏らによって遺跡の研究と保護を目的に「大湯郷土研究会」が発足した。同年4月には秋田県史蹟名勝天然記念物調査委員長宛に遺跡の写真を送付するとともに、調査と保存の申請を行っている。これを受けて同年5月5日に武藤一郎氏が再調査を、同9日は深沢多市氏が視察している。深沢氏はその所見を『秋田史壇二輯』に「世に謂る處の北海道などにあるストーンサークル（環状石籬）とは比較にならぬ相違がある。全体が楕円形のもので長径三十間もあり其の列石の太さが三間位の處もあり、大は穀物俵位より小は大枕位のものゝ大石を無数に組立て表上一尺位に現存し、其上に約五六寸火山灰層を以て掩はれてある」と記している。また、東北帝国大学喜田貞吉博士への浅井氏の熱心な調査への働きかけと深沢氏の報告を喜田博士が目にするによって、同5月22日の視察が実現した。喜田博士の所見はいくつか記録として残されているが、大湯郷土研究会の記録には「我国の例のない珍しいもの、その形式に於いて殆んど類似のものを知らない。詳細なる研究は、更に全面的に発掘して全貌を視察せる結果を俟たなくてはならない。現在においては全く特異な形態で大湯式環状石籬というべきものであろうか」と遺跡の重要性を説いた旨が残されている。

大規模な発掘調査は昭和17年の神代文化研究所によるものであった。昭和20年以前にこのような大規模な調査が行なわれた例は極めて少ない。この調査は考古学的な研究を目的としたものではなく皇国史観を反映したものであったが、この調査によって2つの環状列石の全容がほぼ明らかにされた。この調査の様子は諏訪富多氏・高木新助氏による「中通遺跡発掘日誌」から伺い知ることができる。また、この調査に参加した吉田富夫氏（調査では考古学部門を担当）はその後「環状列石遺跡の標式

第2表 大湯環状列石の調査と保存の歴史

年 月	主 な 出 来 事	主 な 出 来 事 の 概 要
昭和6年4月 (西暦1931年)	耕地整理中に発見	
昭和6年7月8日 (西暦1931年)	秋田県史蹟調査委員 武藤一郎が調査	『秋田考古会々誌第2巻第5号』に紹介
昭和8年3月 (西暦1933年)	大湯郷土研究会が発足	設立目的：遺跡の保存と調査、 設立者：諏訪富多、高木新助、浅井小魚
昭和8年5月5日 5月9日 (西暦1933年)	秋田県史蹟調査員 武藤一郎視察 秋田県史蹟調査員 武藤一郎・深沢多市視察	
昭和8年5月22日 (西暦1933年)	東北帝国大学博士 喜田貞吉視察	『歴史と地理第11号』に発表
昭和12年5月23日 (西暦1937年)	大湯郷土研究会が「先住民中通遺跡」の石碑を建立	遺跡の保存を訴える
昭和13年 (西暦1938年)	大湯町青年会が桜を植樹	遺跡の活用が始まる
昭和17年5月～7月 (西暦1942年)	神代文化研究所が発掘調査を行う	皇国史観に沿った調査
昭和21年10月 (西暦1946年)	秋田県、朝日新聞社が主催となり発掘調査を行う 調査担当者：後藤守一、甲野勇、江坂輝弥ほか	『朝日科学第7巻第11号』に紹介 後藤氏が野中堂環状列石の実測図を作成する
昭和22年2月 (西暦1947年)	甲野勇、人類文化学会例会で「陸中大湯巨石遺跡」として紹介	
昭和25年6月30日 (西暦1950年)	秋田県史跡として仮指定される	指定面積 9,477 m ²
昭和25年12月22日 (西暦1950年)	第1回文化財専門委員会において発掘調査の候補地として諮問、可決される	
昭和26年7月25日 (西暦1951年)	文化財保護委員会（文化庁）による国営第1次調査が行われる。8月11日調査終了、調査担当者：斉藤 忠	
昭和26年12月26日 (西暦1951年)	国の史跡に指定される	指定面積 16,182 m ²
昭和27年8月5日 (西暦1952年)	文化財保護委員会（文化庁）による国営第2次調査が行われる。8月15日調査終了 調査担当者：斉藤 忠	28年に『大湯町環状列石』として報告書が刊行 「墳墓説」と「祭祀跡説」の二説が提示される
昭和31年7月19日 (西暦1956年)	国特別史跡に指定、指定面積は16,182 m ²	
昭和34年8月 (西暦1959年)	大湯環状列石埋蔵文化財収蔵庫が開館	遺物の収蔵展示が行われる 平成7年9月に閉館
昭和45年9月 (西暦1970年)	北奥古代文化研究会が大湯温泉で開催される	環状列石の性格論争が活発となる
昭和48年 (西暦1973年)	大湯環状列石周辺遺跡緊急分布調査	
昭和49年～51年 (西暦1974年 ～1976年)	大湯環状列石周辺遺跡分布調査	一本木後口配石遺構群を発見 遺跡の範囲が確定される

昭和59年6月 (西暦1984年)	地元商工会の青年部が中心となり「古代焼き大会」が開催される	平成6年には史跡に会場を移す
昭和59年～平成元年 (西暦1984年 ～1989年)	大湯環状列石周辺遺跡発掘調査が開始される	
平成元年 (西暦1989年)	特別史跡大湯環状列石環境整備検討委員会を設置	
平成2年 (西暦1990年)	史跡の追加指定 大湯環状列石発掘調査が開始される。現在も継続中	指定面積が236,697.81㎡となる 遺跡の範囲のほとんどが史跡指定されたことにより発掘調査名を改称
平成3年～ (西暦1991年)	追加指定地の公有化事業を開始	
平成4年 (西暦1992年)	特別史跡大湯環状列石環境整備基本構想を策定	
平成6年1月 (西暦1994年)	史跡の追加指定	指定面積が240,270.81㎡となる
平成7年9月 (西暦1995年)	鹿角市出土文化財管理センターが開館 特別史跡大湯環状列石環境整備基本計画を策定	発掘調査・研究・収蔵の拠点となる
平成10年3月 4月 (西暦1998年)	特別史跡大湯環状列石環境整備基本設計を作成 文化庁「地方拠点史跡等総合整備事業」に採択される 第1期環境整備事業を開始(平成14年度までの5ヵ年間)	・万座・野中堂環状列石を中心に約107,000㎡を整備対象とする
平成13年 (西暦2001年)	史跡の追加指定	指定面積が249,833.60㎡となる
平成14年4月23日 (西暦2002年)	・大湯ストーンサークル館が開館	体験学習室、講座室等を併設 平成14年度入館者数45,358人
平成15年4月 (西暦2003年)	・第Ⅱ期環境整備事業を開始 ・(平成19年度までの5ヵ年間)	
平成16年8月28日 (西暦2004年)	・大湯ストーンサークル館入館者10万人を達成	

的形式を具備」と題して『神代文化 第47号』に発表した。この中で吉田氏は、ただ単に石が環状に雑然と置かれているのではなく、円形や方形に石が配置(吉田氏はこれを石囲と呼んでいた)されているものが含まれており、組石(石囲)の群から成り立っていることを発表した。

戦後、同21年から23年の頃には甲野勇氏が精力的に現地を視察、21年には後藤守一氏、江坂輝彌氏らとともに秋田県教育委員会・朝日新聞社の援助によって発掘調査を行なっている。そのときの様子は『科学朝日第7巻第11号』に「ストーン・サークル―秋田県大湯町石器時代遺跡調査」としてまとめられている。この調査で後藤氏は、野中堂環状列石の実測図を作成している。この図面は、その後の国営調査時に精度の高い図面として仕上げられ、配石遺構の形態分類に発展していったものと思われる。

昭和25年に文化財保護法が制定され、その対象として埋蔵文化財も含まれることとなった。この法規定によって文化財保護委員会が直接発掘調査を実施できるようになり、第1回の愛知県吉胡貝塚、

それに続き大湯環状列石が昭和26年、27年の両年にわたり発掘調査が実施された。文化財保護委員会は斉藤忠氏・八幡一郎氏を調査担当者に国営の発掘調査を行ない、その結果は『大湯町環状列石』として報告されている。この調査は「環状列石の時代及び性格を明らかとすると共に近年移動された形跡が明らかなものについて復旧的工事をなし、保存の万全を期す」ことであった。昭和26年には八幡氏、後藤守一氏の両氏が中心となり配石遺構の実測図作成が行なわれ、成果をもとに後藤氏は環状列石を構成する配石遺構を「九形式五種」（実際はI形式が見当たらず八形式五種）に分類した。さらに翌27年には環状列石を構成する組石遺構の中より14基が選出され、初めて組石遺構下に調査の手が入った。11基の組石下から屈葬遺体を埋葬できるほどの土坑が確認され、土坑内の土壌の燐分析を行ったところ一例に高い濃度が認められた。このような状況から調査を総括した斉藤氏は、環状列石は墓の集合体である「墓域」の可能性が高いものとし「墳墓説」を提示した。しかし組石下に土坑を持たないものもあり、人骨・副葬品が出土しないこと、燐濃度が高いものが一例でしかなかったことから「祭祀場説」を否定するまでには至らなかった。

昭和31年には、考古学外分野からの環状列石解明へのアプローチが川口重一氏によってなされた。川口氏は『大湯町環状列石』に収録された実測図から「古代人の方位に関する知識」を探ろうとした。川口氏の図示したものは2つの環状列石の中心と各々の日時計状組石遺構が直線状に並んだものであった。この直線が西から北へ33度ずれたもので「これが夏至日没方位角を示すもの」といっている。この川口氏の説については平成6年地元研究者である安村二郎氏が「大湯環状列石の一考察(下)」と題して『秋田魁新報』の夕刊に紹介した。この川口氏の考えは、阿部義平氏から小林達雄氏に伝えられ、小林氏によって「縄文ランドスケープ」として遺跡の解明手段として展開される。

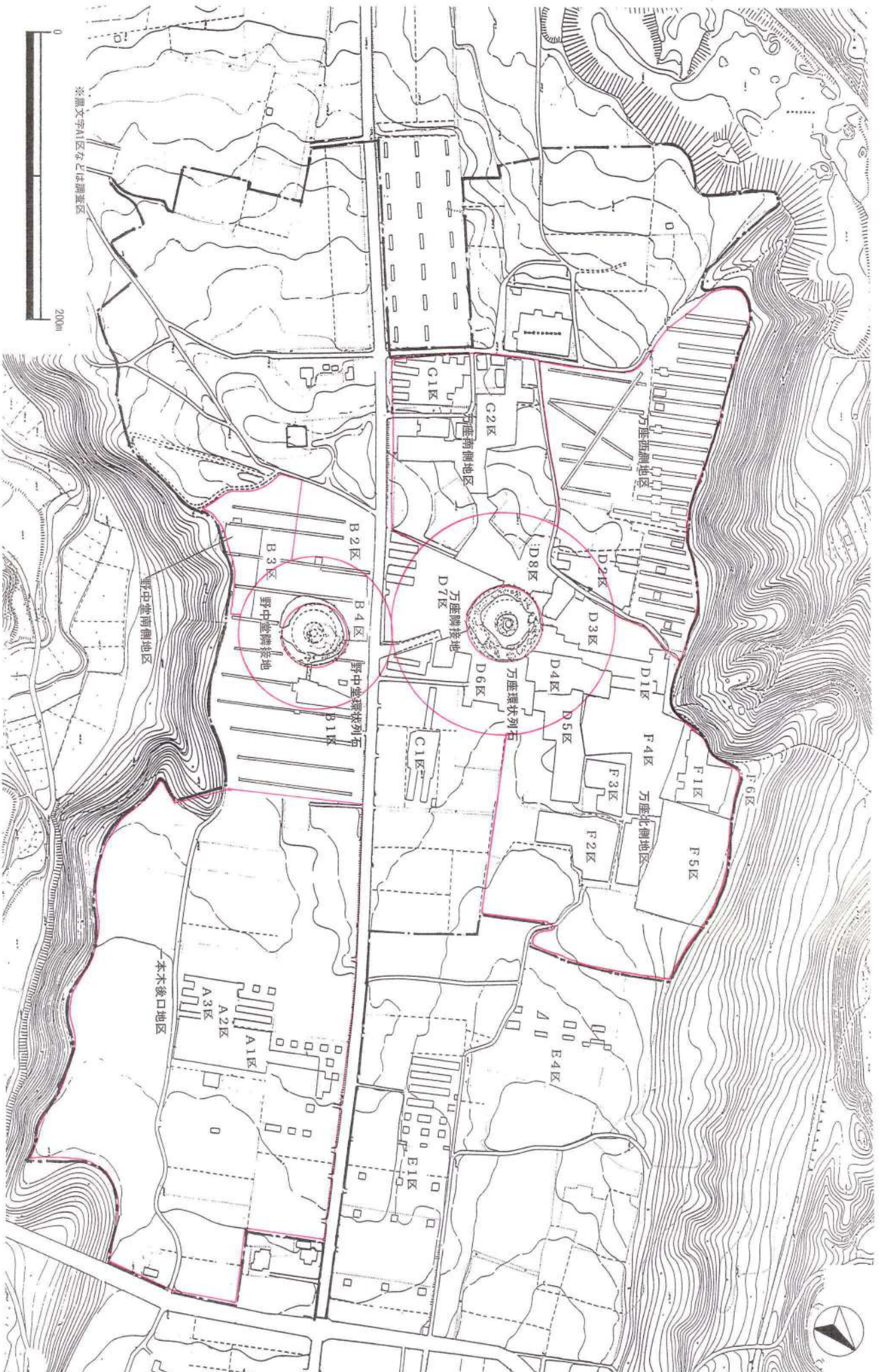
この国営調査以後、環状列石が学会や論文で取り上げられることが少なくなった。昭和43年、水野正好氏が『信濃第20巻第5号』において「環状組石墓群の意味するもの」と題して環状列石に迫った。水野氏は万座・野中堂環状列石に検討を加え「外帯を二分した組石墓にみられる集中度の相違は、仔細に検討すれば、組石墓が数基から十数基が集塊して一塊を作り、そうした群が十二塊、環状に配されて外帯を構成し」と述べ、列石外帯が配石遺構数基から十数基から構成される小塊からなること、与助尾根遺跡で確認された集落構成から2つの小塊で一つの小群を、さらに三つの小群によって大群をつくり、この大群二つにより環状列石は構成され、集落構成を反映しているとした。

昭和45年9月には鹿角郡大湯町（現 鹿角市大湯）のホテルを会場に「縄文時代の配石遺構」をテーマに北奥古代文化研究会が主催となりシンポジウムが開催された。この会ではそれまでに蓄積された調査事例が紹介されたほか、この席上で大湯環状列石の国営調査を総括した斉藤忠氏は「墳墓説」を、江坂輝彌氏は「祭祀場説」を再度強調した。結局、このシンポジウムでも配石遺構・環状列石の性格を決定できず、この両説が昭和59年の一本木後口配石遺構群の調査まで並存する状況となった。

昭和40年代に入ると高度成長期と相俟って史跡の西側台地縁では大規模な砂利採取が行われ、開発事業が遺跡の近郊に及ぶようになった。また、農作業の機械化も次第に進み遺跡並びに周辺に所在する関連遺跡の存在が危惧されるようになった。このような状況から、昭和48年には秋田県・鹿角市教育委員会により「緊急分布調査」を、翌年から51年には「詳細分布調査」が実施された。この調査に

第3表 発掘調査の経過と成果

年	調査箇所	調査面積 (㎡)	調査の成果	主要文献
昭和 59年	史跡北東側 (A1区)	1,825	配石遺構9基を検出。配石下に土坑が伴うことが埴明石材の原産地を確認する	『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書(1)』1985年3月
60年	史跡の北東側 (A2区) 野中堂東側隣接地 (B1区)	1,870	新たに15基の配石を検出。計24基となる。 2基の配石下よりカメ棺を検出	『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書(2)』1986年3月
61年	史跡の北東側 (A3区) 万座の東側 (C1区)	2,039	新たに配石を検出。計43基となる。これらは二重の弧状に配置されることを確認	『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書(3)』1987年3月
62年	万座の北西側隣接地 (D1区) 史跡の北東側 (E1区)	2,347	D1区より建物跡19棟、環状配石遺構3基、平地式の建物跡1棟を検出。列石周囲には規則的に遺構が分布することが確認された	『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書(4)』1988年3月
63年	万座の西側隣接地 (D2区)	1,576	建物跡11棟、フラスコ状土坑25基等を検出。列石周囲には規則的に遺構が分布することが確認された	『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書(5)』1989年3月
平成 元年	史跡の北西側台地縁 (F1区) 万座の北東側 (E4区)	1,648	F1区より竪穴住居跡、建物跡4棟を検出 竪穴住居の存在が初めて確認される	『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書(6)』1990年3月
2年	万座の北北東側 (F2区)	2,810	竪穴住居跡1棟、Tビット13基を検出。竪穴住居群の東端が確認される	『大湯環状列石発掘調査報告書(7)』1991年3月
3年	万座の南側 (G2区)	1,519	昭和38年・39年に存在が知られていた配石遺構を確認。	『大湯環状列石発掘調査報告書(8)』1992年3月
4年	万座の北西側 (D5区) 万座の北西側 (F3区)	2,736	環状配石遺構2基を検出。広範囲に広がることを確認する	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(9)』1993年3月
5年	万座の北西側隣接地 (D3区・D4区)	3,180	建物跡、配石列(出入口)を検出。列石周囲には規則的に遺構が分布することが再確認された	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(10)』1993年3月
6年	万座の東側隣接地 (D6区)	2,656	建物跡、フラスコ状土坑等を検出。列石周囲には規則的に遺構が分布することが確認された。	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(11)』1993年3月
	史跡の北東側の指定地外	1,520	土坑3基、Tビット2基を検出。史跡指定地外にも遺構が分布することが確認された	『出土文化財管理センター建設事業に伴う発掘調査報告書』
7年	万座の南東側隣接地 (D7区)	3,176	建物跡、フラスコ状土坑等を検出。列石周囲には規則的に遺構が分布することが確定的となった	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(12)』1993年3月
8年	万座の北西側 (F4区)	3,878	弧状に配置された建物跡、大規模な環状配石遺構を検出する	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(13)』1993年3月
9年	史跡の北端 (F5区)	3,410	列石と関連のある遺構の広がり(北端部)を検出する 円形周溝墓6基を検出する	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(14)』1993年3月
10年	万座の南側隣接地 (D8区) 万座の南側 (G2区) 万座の北西端 (F6区)	4,503	D8区の調査によって建物跡、フラスコ状土坑等を検出。 列石周囲には規則的に遺構が分布することが確定された	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(15)』1993年3月
11年	万座環状列石 (D区) 野中堂の周辺地域 (B区)	3,910	野中堂環状列石を中心に広範囲に遺構が分布することが確認された	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(16)』1993年3月
12年	野中堂の南西側隣接地 (B2区)	2,745	建物跡、フラスコ状土坑等多数検出。万座環状列石と同形態を示すことが確認された	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(17)』1993年3月
	史跡の北東側の指定地外	931	フラスコ状土坑を検出。史跡指定地外にも遺構が分布することが確認された	『仮称体験学習館建設事業に伴う発掘調査報告書』2001年3月
13年	野中堂の南側隣接地 (B3区) 野中堂の南側 (B4区)	663	B3区より列石とほぼ同時期の竪穴住居を検出。B4区からはカメ棺を伴う配石遺構が検出され、野中堂と関連のある遺構が広範囲に分布することが確認された	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(18)』1993年3月
14年	万座の西側台地縁 (D9区) 万座の南西側 (G3区)	1,545	D9区より列石と関連が非常に強い竪穴住居跡8棟を検出	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(19)』1993年3月
15年	万座の西側台地縁 (G4区)	1,485	D9区で検出された竪穴住居の南側の広がりを確認	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(20)』1993年3月



第2図 記載地区区分図

より野中堂環状列石の東側250mの地域には配石遺構群（現 一本木後口配石遺構群）が、万座環状列石西側では配石遺構が確認され、2つの環状列石と直接・間接的に関連する遺構・遺物が列石を中心に東西約800m、南北約400mの広い範囲に分布することが判明した。

鹿角市教委では、昭和48年度～51年度の分布調査の成果を受けて昭和53年に『特別史跡大湯環状列石保存管理計画書』を作成した。これを具体化するために昭和59年度から「大湯環状列石周辺遺跡発掘調査」を開始し、平成2年度には周辺遺跡のほとんどが特別史跡に追加指定されたことから「大湯環状列石発掘調査」、平成4年度には史跡の環境整備基本計画策定のため「特別史跡大湯環状列石発掘調査」と改称して、現在も調査が継続されている。各年次の調査成果は各報告書に詳細に記述されているが、一本木後口配石遺構群の配石下には埋葬施設を有すること、万座・野中堂環状列石の周囲には建物跡や土坑が規則的に分布すること、万座環状列石の北西・西側台地縁には環状列石と関連の深い堅穴住居跡が分布すること、万座環状列石の北側には環状配石遺構が広範囲に広がっていることが確認された。

昭和59年には「秋田県北部地域の埋蔵文化財の研究・保護および埋蔵文化財に対する意識向上に寄与することを目的」に「よねしろ考古学研究会」が設立された。機関紙『よねしろ考古』には大湯環状列石を特集したものが多く、林謙作氏は環状列石を構成する配石遺構を分類し環状列石の変遷そのものを、村越潔氏はこれまでに増加し続けた北東北地方の墳墓遺構を集成し、遺構形態や葬制の変遷を探った。さらに阿部義平氏は、『考古学雑誌第54巻第1号』に発表した「配石墓の成立」を展開させ、配石墓は中期ころから2つの形態差を示しはじめ、後期にさらに分化していくことを考え合わせ、同じく中期末から見られる抜歯などにみられる共同体の規制の痕跡に注目し、縄文社会で共同体成員が性差・年令といった区分を軸にして組織された反映を配石遺構の形態の分化をみようとした。

富樫泰時氏は大湯環状列石の研究史を再度検証し、これまでに刊行された報告書や大湯郷土研究会に残された資料などを安易に読み流している研究者へ警鐘を発した。

平成6年、遺跡の解明手法として小林達雄氏によって「縄文ランドスケープ」が問題提起された。これは遺跡の多くが二至二分を考慮して営まれていること、環状列石のようなモニュメントは自然(山並みや天体)のなかに組み込まれひとつの景観を作り出しているというもので、これを手がかりに遺跡の本質に迫ろうとしたものである。

平成9年10月には、秋田市を会場に日本考古学協会1997年秋田大会が開催された。「縄文時代の集落と環状列石」をテーマに、北海道・北東北で発見された「環状列石の実態」について報告がなされ、各遺跡が集大成されている。

大湯環状列石の発掘調査は現在も継続されている。遺跡の保存、性格解明と環境整備事業を目的として進められてきた発掘調査も、新たに「環状列石を作り上げた人々のムラ」、「列石を囲むように分布する建物跡でどのようなマツリや祈りが行われていたか」などといった課題が生まれてきた。

この環状列石を作り、残した大湯縄文人の心の内を感じ、どのように現代に生きる人々や将来に伝えていくかが大きな課題となってきた。

（注1）遺跡の発見については「昭和7年」に発見されたという意見もあるが、これは発見者の一

人でもある諏訪富多氏が残した日記に「今日国際的に有名になっている此の遺跡は昭和7年12月12日浅井小魚先生の倣って発見されたものであります。此時浅井先生は耕地整理作業中の水路に石群のあるのを発見し、環状石籬の一種ではないかと考えられたのです」と書き記されていることに端を発している。しかし、昭和6年12月に刊行された『秋田考古会々誌』第2巻第5号に、当時秋田県の史蹟調査員であった武藤一郎氏の「鹿角郡大湯町に於ける遺跡の研究」と題する報告があり、この中でストーンサークル発見の経緯を書き示している。このことから諏訪氏が残した日記に記載された発見の日付は書き誤った可能性が高い。

2. 遺跡の保存、史跡指定と公有化事業（第4表～5表）

遺跡発見の二年後（昭和8年）に、この遺跡の保存を主な目的に発足した大湯郷土研究会は昭和12年5月23日、野中堂環状列石北西側隣接地に「此石標の南北二箇処に埋没する環状石群の発見は昭和七年極月耕地整理に其の端を得且此地一帯は諸種遺物の豊富なる包含地なるが故に此の種文化将来の開明を期し暫く発掘を停止して此の秘蔵を封じ置くもの也。昭和十二年五月」と刻んだ石碑（碑銘「先住民 中通遺跡」）を建立し、遺跡の保存の必要性を示した。

昭和25年6月30日には秋田県教育委員会によって9,477㎡が史跡に仮指定され、翌年12月26日には「大湯町環状列石」の名称で16,182㎡が国の史跡に指定された。また、昭和31年7月19日には昭和26年、27年の文化財保護委員会による調査を経て「史跡のうち学術上の価値が特に高く、我国文化の象徴たるもの」として「指定基準 史1」として国指定特別史跡に指定された。なお、この年大湯町と十和田町が合併し町名を変更したことにより、翌32年には名称を「大湯環状列石」と改称した。昭和49年には換地整理により指定地の追加並びに一部解除がなされ、指定面積は16,168㎡となった。

昭和48年～51年に実施された史跡周辺の分布調査により、史跡と直接あるいは間接的に関連する遺構が広範囲に及ぶことが判明した。このことから鹿角市では昭和53年に『特別史跡 大湯環状列石保存管理計画書』を作成、土地所有者への史跡追加指定申請へ向けて同意交渉が開始され、土地所有者の文化財保護への理解と協力によって平成2年、6年、13年に追加指定されている。現在の指定面積249,833.60㎡となっている。

旧指定地の公有化は、昭和42年から61年にかけて土地の買い上げ・換地により野中堂・万座環状列石を含む16,168㎡が公有化されていた。追加指定地の公有化については平成3年度から平成13年度にかけて国・秋田県の補助を得て土地の買い上げが行われた。現在、県道・赤道・一部の民有地を除いた216,658.87㎡（史跡全体の約90.5%）が公有化され、保護・保存・活用されている。

3. 遺跡の活用と環境整備事業

遺跡が地域住民の憩いの場として活用されたのは発見から7年後の昭和13年である。大湯郷土研究会の手により遺跡保護のため土盛りが巡らされ、桜（ソメイヨシノ）が植樹され活用の一歩を踏み出した。その時の桜は現在、大木となり、苔むしながらも毎春花をつけ史跡を彩っている。

昭和33年には、文化財保護委員会から昭和26年・27年の国営調査時に出土した遺物の譲渡通知があ

第4表 史跡指定・追加指定の経緯

指定年月日	告示	指定・追加指定理由および解除	所在地・地番・指定面積
昭和25年 6月30日	秋田県教育 委員会告示 第21号	※史跡として仮指定	※所在地・指定番地 秋田県鹿角郡大湯町 字野中堂3番、5番ノ1、4番 字万座21番ノ1、33番 ※指定面積 9,477㎡
昭和26年 12月26日	文化財保護 委員会告示 第47号 昭和28年6 月22日官報 告示	※史跡に指定 ア. 基準 史跡の部 第1類 イ. 説明 大湯町の西南約3軒に位し大字中通の丘陵台地 に存する遺跡で、国道をへだてて二箇所に河原石 の敷列による遺構が存する。東側にあるものは小 字野中堂に、西側にあるものは小字万座に属する。 いづれも列石帯がほぼ環状にめぐらされているも ので、環帯として明かに認められるものは内外の 二重であるが更に中心部にも列石がたどられる。 野中堂遺構は外径約40米内外、万座遺構は外径 40数米内外を算する。 これ等の環状列石帯は中央の柱石を中心とする 円形の石組又は菱形の組石等の複合によって構成 されたものとみなされるが、なお、列石帯を離れ て内外環帯の中間に中心に柱石をおき周辺に放射 状に河原石を敷設した整美した石組が配されてい る。遺構は火山灰によって掩われており一帯に縄 文土器・石器・土偶等を包含している。縄文式文 化に属する遺構とみなされわが国におけるこの種 の遺構としては希有のものである。	※所在地・指定番地 秋田県鹿角郡大湯町大字中通 秋田県鹿角郡大湯町 字野中堂1番ノ2、3番、4番、5番ノ1、5番 ノ2 字万座21番ノ1、24番、27番ノ2、32番、 33番、27番ノ11 ※指定面積 16,182㎡ (史跡名勝天然記念物台帳による・昭和32年の 名称変更によって「大湯町大字中通」を二重線で 削除、新たに「十和田町」が書き加えられている。)
昭和31年 7月19日	文化財保護 委員会告示 第49号	※特別史跡に指定 ア. 基準 史跡の部第一による イ. 説明 大湯町の西南約3軒に位し、大字中通の丘陵台 地に存する遺跡で、国道をへだてて二箇所に川原 石の敷列による遺構が存する。東側にあるものは 小字野中堂に、西側にあるものは小字万座に属す る。いづれも列石帯がほぼ環状にめぐらされてい るもので、環帯として明かに認められるものは内 外の二重であるが更に中心部にも列石がたどられ	※所在地・指定番地 秋田県鹿角郡大湯町大字中通 字野中堂1番ノ2、3番、4番、5番ノ1、5番 ノ2 字万座21番ノ1、24番、27番ノ2、32番、 33番、27番ノ11 ※指定面積 16,182㎡

		る。野中堂遺構は外径約四〇メートル内外、万座遺構は外径約四〇数メートル内外を算する。 これらの環状列石は中央の柱石を中心とする円形の石組又は菱形の石組等の複合によって構成されたものとみなされるが、なお列石帯を離れて内外環帯の間に中心に柱石をおき周辺に放射状に河原石を敷設した整美した石組が配されている。 遺構は火山灰層によって掩われており、一帯に縄文土器・石器・土偶等を包含している。縄文式文化に属する遺構とみなされわが国におけるこの種の遺構として稀有のものであり、学術上の価値がきわめて高い。	
昭和32年 7月31日	文化財保護 委員会告示 58号	「大湯町環状列石」から【大湯環状列石】に名称変更	合併による。大湯町が十和田町となったことによる。
昭和49年 1月23日	文部省告示 第5号	※追加指定及び一部指定解除	※所在地・指定地番 秋田県鹿角市十和田大湯 字野中堂1番ノ2、3番、4番、5番ノ1、5番ノ2 字万座27番、93番、94番、95番、96番、97番、98番、県道、道路敷、水路敷 ※指定面積 16,168㎡
平成2年 3月8日	文部省告示 第16号	※史跡追加指定 ア. 基準 イ. 説明	※所在地・追加指定地番 秋田県鹿角市十和田大湯 字万座10番ノ1、11番、12番、14番、15番、16番、17番、18番、20番、21番、22番ノ2、24番、25番、26番、29番ノ1、29番ノ2、29番ノ3、65番ノ1、66番、68番、69番、73番ノ1、81番、83番、86番、90番 字一本木後口1番、2番、4番、5番、6番、49番ノ1、49番ノ3、50番ノ1、50番ノ2、51番、52番、53番、54番、70番ノ1、76番、78番、82番、83番、86番、87番ノ1、96番、97番、102番、103番、104番、111番、118番、119番、126番、127番、128番、129番、131番、132番、133番ノ1、133番ノ3 字野中堂3番、4番、5番、5番ノ1、6番、7番、9番、10番ノ1、10番ノ2、12番

			ノ 7、15 番ノ 1、16 番ノ 1、16 番の 2 17 番、18 番、20 番、22 番、23 番、24 番ノ 1、24 番ノ 2、26 番、27 番、28 番、29 番、30 番ノ 2、30 番ノ 3、37 番、38 番、39 番、40 番ノ 1、40 番ノ 2 41 番ノ 1、41 番ノ 2、42 番、43 番、 44 番ノ 1、44 番ノ 2、45 番、46 番、 47 番ノ 1、47 番ノ 2、81 番、82 番、 83 番、84 番、85 番、86 番、87 番、88 番、89 番、90 番、91 番、92 番、93 番 94 番、95 番、右の地域に介在し、又は 隣接する道路敷（宇万座 13 番に隣接す る部分を除く）を含む。 ※追加指定面積 220,529.81 m² ※指定面積合計 236,697.81 m²
平成 6 年 1 月 25 日	文部省告示 第 10 号	※史跡追加指定 ア. 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念 物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部第一(住居跡)及び特別史跡による。 イ. 説明 特別史跡大湯環状列石は、これまでの史跡指定 により、野中堂と万座に所在する二つの大規模 環状列石及びそれら環状列石周辺の堀立柱建物 跡等が保護されている。今回追加指定するのは、 万座環状列石の北東部の堅穴住居群の分布地域 で、これらは史跡の構造、性格等を理解する上 で重要な地域である。よって、これらの地域を 追加指定し、大規模環状列石と一体的な保存を 図ろうとするものである。	※所在地・追加指定地番 秋田県鹿角市十和田大湯 宇万座 19 番 ※追加指定面積 3,573 m² ※指定面積合計 240,270.81 m²
平成 13 年 8 月 13 日	文部科学省 告示第 141 号	ア. 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念 物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部一による。 イ. 説明 秋田県北東部に所在。縄文時代後期前葉の遺跡 で、野中堂と万座の 2 つの大規模な環状列石が ある。万座環状列石の南西に隣接する堀立柱建 物跡や、フラスコ状土坑等の分布域の一部を追 加指定する。	※所在地・追加指定地番 秋田県鹿角市十和田大湯 宇野中堂 25 番、80 番ノ 3 ※追加指定面積 9,355.79 m² ※指定面積合計 249,833.60 m²

第5表 史跡指定と公有化事業の動き

年度	事項 指定と追加指定 上段：追加指定された面積 下段：指定面積の合計	公有化事業（単位：㎡）		備 考
		指定地	指定地外	
昭和25年度	仮指定 9,477.00			昭和25年6月30日仮指定
26年度	史跡指定 16,182.00			昭和26年12月26日史跡指定
31年度	特別史跡指定 16,182.00			昭和31年7月19日特別史跡に指定
32年度	名称変更			昭和32年7月31日町名変更による
42年度		990.00		換地による
45年度		3,471.00		換地による
48年度		2,558.00		
49年度	追加指定・一部解除 16,168.00			
50年度		356.00		
61年度		7,595.00		旧指定地のうち14,970㎡を公有化
平成2年度	追加指定 220,529.81 指定面積 236,697.81			平成2年3月8日追加指定
3年度		6,586.00		
4年度		8,584.00		
5年度	追加指定 3,573.00 指定面積 240,270.81	7,153.68		平成6年1月25日追加指定
6年度		16,662.40	7,998.00	出土文化財管理センター用地取得
7年度		19,008.79		
8年度		21,992.00		
9年度		33,683.79		旧苗畑(追加指定予定地)買上げ
10年度		46,154.00		
11年度		18,250.00	14,235.00	仮称体験学習館用地取得
12年度		28,927.00		
13年度	追加指定 9,355.79 指定面積 249,833.60	4,043.00		平成13年8月13日追加指定 平成2年～9年の買上げ時における分 筆等により207㎡増加
	現指定面積① 249,833.60	小計② 226,014.66	小計 22,233.00	②÷① 90.47%

り、昭和34年に野中堂環状列石隣接地に「大湯環状列石埋蔵文化財収蔵庫」が建設され、遺物の収蔵と公開展示が開始され、多くの見学者が訪れた。

鹿角市・鹿角市教育委員会では昭和53年に遺跡の保存と活用について、

- (1) 史跡の追加指定と民有地の公有化
- (2) 発掘調査による遺跡の解明
- (3) 遺構の復元と資料館の建設

を柱とする『特別史跡 大湯環状列石保存管理計画書』を策定し、活用・整備基本指針を示した。

昭和59年からこの『保存管理計画書』を具体的にしていくなため、文化庁・秋田県の補助を得て「大湯環状列石周辺遺跡発掘調査」、さらに平成2年からは「大湯環状列石発掘調査」と改称し、現在も発掘調査が継続されている。

平成7年9月には、埋蔵文化財の収蔵と管理を目的に文化庁・秋田県の補助を得て、史跡の北東側隣接地に埋蔵文化財の収蔵・整理、研究を目的とした「鹿角市出土文化財管理センター」を開館した。

市教育委員会では、遺跡の環境整備を推し進めるため平成元年に「特別史跡大湯環状列石環境整備検討委員会」を設立し、環境整備に係わる「構想の基本理念」、「構想の指針」、「整備の前提条件」を『特別史跡大湯環状列石環境整備基本構想』として平成4年にまとめた。

平成7年には『基本構想』を更に具体的にするため「整備のテーマと基本方針」、「短期計画内容の策定」、「活用計画」をまとめた『環境整備基本計画』を策定した。

平成8年・9年の2カ年で、万座・野中堂環状列石を中心とする約107,000㎡の整備基本方針と復元遺構の摘出と復元方法、さらにはガイダンス施設（現 大湯ストーンサークル館）の目的・機能・活用などの検討を行い、平成10年3月に『基本設計』を作成し、環境整備事業開始への前提条件を整えた。

環境整備事業は、平成10年度の文化庁「地方拠点史跡等総合整備事業」に採択され、第Ⅰ期環境整備事業（事業年度 平成10年度～14年度までの5ヵ年）が開始された。整備理念として「史跡の保護・保存」と「史跡を取り巻く景観の重視」を上げながら、これまでに策定・作成した『基本構想』、『基本計画』を遵守した。

文化庁が推進している「地方拠点史跡等総合整備事業」は、その地方の歴史・文化を概観でき、住民が精神的な豊かさを実感できる環境を総合的・複合的に整備するために必要な事項を適切に組み合わせ実施するもので、その主な事業は次のア～エのとおりである。

- ア 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備事業
- イ 往時の姿をしのばせる歴史的建造物等の復元的整備事業
- ウ 地方の歴史を総合的に把握できる機能を有した体験学習施設、情報提供施設等の建設事業
- エ 案内板の設置、休息施設等管理運営施設の建設事業

鹿角市では、環境整備事業検討委員会で検討した結果、復元的整備事業として環状列石の復元と石材保存処理、配石遺構と掘立柱建物跡の復元、縄文時代の地形・自然環境の復元、また体験学習・情報提供施設として仮称体験学習館（大湯ストーンサークル館）の建設を行なった。

事業の内容としては次の①～⑨の項目を実施した。その詳細については「特別史跡大湯環状列石環境整備事業報告書」に詳しいが、その概要は下記のとおりである。

① 環状列石の復元

露出展示を継続していくため、石の転倒・移動・埋没、石の劣化・黒ずみが進んでいる万座・野中堂環状列石の復元と保存処理(本節⑨)を行なった。

石の転倒・移動・埋没したものについては、文化財保護委員会が刊行した『大湯町環状列石』に掲載されている実測図や写真をもとに、一つひとつの組石遺構と照らし合わせ復元を行った。

② 掘立柱建物跡の復元

環状列石との関連が強い掘立柱建物跡の復元を行なった。万座環状列石の隣接部からは51棟の4本・6本柱建物跡が検出されている。この中から環状列石の完成期に同時存在したと考えられる掘立柱建物跡を摘出し、列石隣接地に12棟の掘立柱建物跡の復元を行なった。また、万座環状列石の北西側台地縁辺部で検出された5本柱建物跡も史跡の特異性を理解するうえで欠かすことのできない遺構であったことから復元を行なった。

なお、野中堂環状列石隣接地の掘立柱建物跡については、その存在が明らかにされつつあったが調査・研究が不十分であったため、復元は見送ることとした。

③ 配石遺構の復元

配石遺構は、史跡の特徴を表す遺構である。このため環状列石と構築時期が異なるものも可能な限り復元対象とした。造成の関係で万座環状列石に近い配石遺構(環状配石遺構、配石列など)については保存処理を行なって露出展示としたが、それ以外の配石遺構については実物と同様の自然石を用い復元を行なった。

④ 地形の復元

発掘調査の結果をもとに、環状列石構築当時の地表面の等高線を作成し、遺構の保存に支障のない範囲で土のすき取り(一部盛り土もある)を行い地形を復元した。なお、遺構保存層を50cmとした。

⑤ 植栽

遺跡を取り囲んでいたであろう森を復元するため、花粉分析結果や周辺の自然植生を参考にツル・低木～高木の植栽を行なった。植栽にはコナラ、ブナ、クリ等計9種類の高木とガマズミ、キブシ等の5種類、ヤマブドウ、ウグイスカズラ等の8種類の低木・ツルを使用した。第Ⅰ期環境整備事業で植栽した樹木は2,396本である。

また、貼芝は環状列石周辺と北側広場のみとし、そのほかは野草地とした。

⑥ 園路工事

遺跡の景観と保存に配慮して最小限とした。万座・野中堂環状列石周辺を大きく一周する園路には薄緑色の洗出平板を使用し、平板間には芝生を入れ、また、県道に沿って設置した短絡園路についてはウッドチップを使用し、遺跡に違和感を与えないようにした。

⑦ サイン

遺跡の景観を損なわないよう必要最小限に総合説明板、遺構名称板、案内板等を設置した。

⑧ (仮称) 体験学習館の建設

史跡見学者のためのガイダンス施設、体験学習を中心とした活用拠点施設、史跡の管理施設として(仮称)体験学習館(現 大湯ストーンサークル館)を建設した。

館は遺跡との景観を考慮した木造平屋建てで延床面積1,164.43㎡である。館内には展示ホール、体験学習室(縄文工房)、講座・講演ホール(万座ホール)等、館外にはイベント会場(縄文広場)や展示広場等がある。館内では史跡のガイダンス、出土した遺物展示のほか縄文時代から伝わってきたであろう技術や知恵を楽しみながら学ぶための体験学習(土器・土製品・ペンダント作り)や観察会(天体・自然観察会)、環状列石に関連した講演・講座「縄文に学ぶ」、企画展が行われている。なお、開館初年度は入館者45,358人、体験学習参加者1,625人であった。

⑨ 石材の保存処理

発見以来約70年の歳月が経過し、石は黒ずみ、劣化が見られるようになった。

市教育委員会では、環境整備事業の根幹として2つの環状列石については現物展示を基本とし、それを継続していくため、石の劣化や黒ずみについてはその原因究明を行い、配石下部遺構及び周辺の土壤に影響を及ぼさない洗浄剤、強化剤、撥水剤、洗浄技術の選定・開発とほかの媒体による薬品・技術試験と経過観察を行い、その結果をもとに洗浄及び保存処理を行なった。保存処理については『特別史跡大湯環状列石環境整備事業報告書』に詳しいが、その工程は次のとおりである。

・原因究明

原因を究明することが保存処理の第一歩であることから生物学・科学的な調査・分析を行った。生物学分野からの原因を究明するため、秋田大学 井上正鉄教授に調査を依頼した。調査の結果、黒ずみは12種類の苔・藻・地衣類から構成されていることが判明し、これを放置すると石材に生じた亀裂などに水とともに根や土が入り込み、冬季の凍結による崩壊を招くことが判明した。

また、同時に土壤・河川・雨水の分析も実施したが、地域や全国数値と比較しても高い酸性度を示すものではなかった。

・洗浄剤の開発・洗浄方法

洗浄剤の開発にあたっては、環境にやさしく、生分解性がたかく、且つ経口毒性が低い事を基準に一般的な食用も含め数種類の試液を調合・作成してこれらの洗浄試験を実施し、本石材に付着する黒ずみに対し最も洗浄効果が高い洗浄剤を採用した。

本洗浄剤の主成分は一般家庭用洗剤として広く使用され市販されているノニオン系界面活性剤であり、この25%溶液に黒ずみに有効と考えられる各成分をそれぞれ適量、添加・混合したものである。これらの有効成分(例えば次亜塩素酸ソーダーなど)はいずれも家庭用洗剤として各種用途別にそれぞれが使用されている。

洗浄方法については、なるべく化学的な洗浄剤の使用を避ける点からレザー洗浄法やドライアイス洗浄法を検討したが、欠点として対象物を傷めたり、時間やコストがかかることから水と洗浄剤による方法を採用した。石材に付着した黒ずみは層になっている点、及び使用洗浄量を低減するために洗浄は2段法で行った。1回目は汚れなどが地下に浸透することをできるだけ防ぐために紙オムツなど

を石材回りに敷き、水のみで出来るだけ洗い落とした。この段階で石材の黒ずみを茶色層のみとした。2回目は同様に洗剤が地下に浸透しないように紙オムツを敷いて本洗浄剤を塗布し、ビニールシートで覆い1～2日間養生した。その後、ブラシ、歯ブラシなどで洗浄し、汚れや洗剤を良く拭き取ったあと、噴霧器や洗浄機で泡が消えるまで完全に洗い落とした。

・接着、クラック修復、着色

崩壊・破損した石材については洗浄後に実施した。崩壊面(接着面)はケトン系溶剤で脱脂してからエポキシ接着剤(商品名:ARALDITE2011)を塗布、必要に応じてガムテープで固定し、硬化させた。

クラック修復についてはエポキシ軽量EAパテ(硬化物比重:0.85)を埋め込み修復し、硬化後石材の形状に合わせて成形したのち色彩的違和感を生じた箇所についてはアクリルウレタン塗料(自動車修復用塗料)で違和感が生じない程度に着色した。

・強化、撥水、防カビ処理

強化・撥水剤として、珪酸エステル系強化剤とシラン系撥水剤の組み合わせたものを使用し、防カビ・防藻剤としては約8種類を実験した結果から環状窒素イオウ化合物とヒドラジン系化合物であるCRHを採用した。

防カビ剤を強化剤に適量添加混合し、効率よく含浸するために洗浄瓶にいれ、刷毛を使用しながら含浸を実施した。1回目は薬剤が石材の表面に浮く程度に浸透させ、1～1.5時間後にさらに必要とする石材については2回・3回と繰り返し浸透させた。

第I期環境整備を終えた現在、植栽された木々も年毎に大きくなり森を形成するまでになっており、2つの環状列石と復元された遺構との相乗効果で縄文の雰囲気漂うまでになっている。

また、大湯環状列石の発掘調査が昭和59年に開始され、多くの新事実が現地説明会や報道によって市民に伝えられた。さらに環境整備事業計画が発表され、遺構復元などの様子が具体的に市民の目に触れるにしたがって遺跡に対する関心も高まった。

昭和59年には、十和田商工会の青年部により小坂川河川敷で「第1回古代焼き大会」が開催された。当初20名が参加し、50個の土器を焼いた大会も2回目からは十和田中学校に会場を移し市民を巻き込んだイベントへと発展した。第12回目(平成6年)からは会場を史跡へ移し、1,300人の参加者があり、会場に持ち込まれ焼き上げた土器は1,200個であった。この古代焼き大会は回を重ね鹿角市を代表するイベントとして定着し、本年度で第21回目となった。

平成9年8月には、史跡の支援グループ「万座の会」が発足し、史跡をテーマとしたシンポジウムの開催、史跡案内ボランティアを開始した。史跡案内ボランティアは現在、万座の会を離れ約40名の市民有志によって継続されており年間8,000人余りの人々を環状列石と縄文文化の世界へと誘っている。

第2節 調査の目的と方法

1. 調査の目的

昭和48年度には秋田県・鹿角市教育委員が「緊急分布調査」、49年～51年度には鹿角市教育委員会が「詳細分布調査」を実施し、2つの環状列石を中心にたくさんの遺構・遺物が広範囲に分布していることが明らかとなった。

昭和59年度～平成3年度は、一本木後口地区で確認されていた「配石遺構群の形態、規模及びその性格、環状列石との関連の解明」を目的に調査が進められた。昭和62年度からは万座環状列石隣接地、平成元年度からは同列石北側の台地縁に調査地を移し「同列石隣接地及び北側地区の遺構の分布状況の把握と史跡整備計画立案の基礎資料の収集」を目的に調査が進められた。これらの発掘調査は「埋蔵文化財調査事業」として実施した。

平成3年度までの発掘調査によりその目的がほぼ達成できたことから、平成4年度からは「史跡の環境整備事業を進めるための具体的な資料の収集」を目的として発掘調査が進められた。平成4年度からは再度調査区を万座隣接地に移し「同列石を取り囲む遺構の分布状況の全容の把握」を目的に、平成8年度からは「同列石北側地区の遺構の分布状況の把握」を目的に調査が進められ万座環状列石隣接地及び周辺の遺構の分布が明らかにされた。平成11年度からは調査地を野中堂環状列石隣接地並びに同列石南側に移し「同列石を取り囲む遺構の分布状況の全容の把握」に努めた。なお、同列石の東側半分は、今後開発されるであろう新たな調査手法や分析方法を考慮して、現状のまま保存することにした。平成14年度からは史跡西部に調査地を移し「遺跡の性格解明と環境整備事業を進めるための具体的な資料の収集」を目的に発掘調査が行われている。これらの発掘調査は「記念物保存修理事業・地方拠点史跡等整備事業」として実施・継続されている。

発掘調査の成果については第3表に概要を記載した。

2. 調査の方法

発掘調査を開始した昭和59年は、地権者から土地を借り受けての調査であったことから、調査予定地内にグリッドを設定しやすいように畑地の境界を基本線（A1区東側）とした。A1区東側に設置した基本線はN-49°-Wで、これに直交する線を設定し、調査予定地内に5m方眼のグリッドを設定した。グリッドの名称は、北西から南東方向へアルファベット（A～）で、南西から北東方向へ算用数字（1～）を付し、両者の組み合わせによった。第2次調査以降はグリッドを延長・拡張し調査予定地の大きさに合わせて設定した。

昭和59年度～平成3年度までの調査は、遺構の密集する地域については面的な発掘調査、遺構の希薄と想定される地域については坪堀り、トレンチ掘り調査とし、遺構の分布状況の把握に努めた。各々の遺構については形態、性格などを把握するため完掘を原則とした。

平成4年度からは「記念物保存修理事業」へと移行したこと、前年度に策定した『特別史跡大湯環状列石環境整備基本構想』を踏まえ、また万座環状列石の隣接地に調査区が移ったことから遺構の分布状況を把握するため、調査区の全面発掘に切り替えた。各々の遺構についてはそれまでの完掘から

半裁へと切り替え、最小限の遺構データの収集とし、再調査が行えるように配慮した。

なお、平成11年度からは遺跡保存のため、これまでに蓄積された遺構の分布状況や地形との係わりを検討し、調査方法をトレンチによるものとし、小さな調査面積で大きな成果が得られるように努めている。

調査区を覆っている堆積土の除去については、当初人力によったが、調査対象面積の増加とともに重機を導入し、調査員立会のもとに基本層序である第Ⅱ層(大湯浮石層)上面までを除去している。第Ⅱ層以下について人力による層位ごとに除去し、遺構の確認把握に努めた。

確認された遺構は4分割法、2分割法を使い分けて精査を行なった。当初は遺構を完掘し、その形態や規模、堆積状況などを記録したが、平成6年度からは、今後開発されるであろう新たな調査手法や分析方法を考慮して、遺構の最低限の情報を得られる時点までとした。

遺構外の遺物は、各グリッド・各層ごとに一括して取り上げたが、一個体及び復元可能な土器、遺跡の性格を表す遺物については出土地点、出土層位を記録したあとに取り上げを行なった。遺構内出土の遺物については平面図に地点・層位を記載するように努め、レベル測量、写真撮影後に取り上げを行なった。

実測図作成にあたっては、調査区内に打設したグリッド杭を使用して、遺構の大きさに即して1 m方眼とする簡易遣り方測量を用い、遺構の平面・断面図については縮尺1/20、微細図は1/10を基本に図化した。

写真撮影について、小型一眼レフカメラ2台を使用し、調査の過程ごとに白黒、リバーサルフィルムに収めた。

なお、発掘調査時に記録した実測図、写真及び出土品は、鹿角市教育委員会が保管している。